



総務省

# 男女共同参画に関する



## 行政相談委員による 行政相談所のお知らせ

総務省では、行政相談委員の中から、男女共同参画担当委員を指名しています。担当委員は、県男女共同参画センター「あすばる」で相談所を開設し、男女共同参画に関する相談や暮らしの中の困りごとに関する相談を受け付けています。

日時	毎月第3土曜日 13:00~15:30 (3月と8月は除く)
場所	福岡県男女共同参画センター「あすばる」

### 行政相談委員って何？



行政相談委員は、総務大臣から委嘱を受けた民間有識者で、地域の方々の身近な相談相手として、国などの仕事に関する要望や相談を受け付け、相談者への助言や関係機関に対する改善の申入れなどをボランティアで行っています。



福岡県男女共同参画センター「あすばる」  
(クローバープラザ内)

### 例えばこんな相談を受けています！

#### <労働>

- ・職場での女性に対する差別をなんとかしてほしい。

#### <家庭>

- ・配偶者からの暴力、DV問題で困っている。

#### <申請手続>

- ・役所の手続について分からないところがあるので教えてほしい。

#### <道路>

- ・道路の案内標識が見えづらくなっているところがあるので改善してほしい。



相談は無料で 予約は不要

秘密は厳守します！

そのほか暮らしのお困りごとについて、相談をお受けしています。

< お問合せ先 >

総務省 九州管区行政評価局

☎ 092-431-7082 FAX 092-431-8317